

軍 命 令

六月四日
イイミヨウ



一、予ハ中央行政機關ノ設立ヲ準備スルヲ主目的トシ
予ノ指揮下ニ中央行政機關設立準備委員會
ヲ設置ス。

二、左記者ニ中央行政機關設立準備委員會委員
長並ニ委員ヲ命ス

左 記

委員長

ドクター、バーモ

0509

委員
会
会
会
会
会
会
会
会

ウ、バ、ペ

ドクター、テイマウン

タキン、ミヤウ

バンドラ、ウセン

タキン、トシオク

タキン、ヌウ

ウ、バ、テイイン

ウ、ラ、ペ

タキン、バセイイン

0510

三、中央行政機關設立準備委員會ハ左記ニ準據
シ業務ヲ行フヘシ

左記

1. 軍政部ト協力シテ中央行政機關ノ設立ヲ準備
ス。

2. 緬甸民衆ノ日本ヘノ協力体制ヲ指導強化ス

3. 中央行政機關設立迄ノ間予ニ對シ軍政施行ニ

關スル所要ノ意見ヲ具申シ且予ノ委任シタル事

項ニ付一部ノ行政事務ヲ執行ス

0511

々、業務實施ニ方リテハ密接ニ軍政部ト連絡シ之カ
指導監督ヲ受ク

予ニ對スル意見具申ハ軍政部長ヲ介ス

四、女員長ハ委員會ヲ編成シ且之ヲ統轄シ委員會
ノ業務遂行ニ關シ予ニ對シ責任ヲ負フヘシ

女員長ハ委員會ノ人事、女員數ノ増減ニ付所要
ニ應シ予ニ對シ意見ヲ具申スルコトヲ得

五、委員會ニ要スル經費ハ軍政部ヨリ交付ス
女員長以下職員ノ俸給ハ別ニ定ムル所ニ據ル

0512

緬甸方面日本軍司令官 飯田祥二郎

下達法

緬譯 委員長以下ヲ集メ口達後印刷交付

配布區分

委員會

報告先

總軍、中央

通報先

軍政部、南平岡機關、各地區隊長、憲兵隊

0513